

町議会議員の政務活動費で、新聞購読料支払いは禁止とする陳情

1. 陳情の要旨及び理由

毎年のことであるが、例えば平成30年度、町議会議員に交付された年12万円の政務活動費(町民の税金)の使い方に、議員の資質とモラルに欠けていると言わざるを得ない。2019年7月発刊された『議会だより』の10ページ記載によれば、各議員の政務活動費の支出額と使い道の名目が簡単に公開されていた。ここで問題指摘しているのは、議会だよりの『資料作成に要する経費及び図書・資料代の購入に要する経費』である。

大まかな表現記載となっているが、町役場の一階に備えられた誰でも直ぐに閲覧できる町議会議員の政務活動費の使い道の明細とともに領収書のコピーが確認できる。そこには、『資料作成に要する経費及び図書・資料代の購入要する経費』名目で、一般大衆紙の新聞購読料の費用が計上されている。

大衆新聞一月5千円で計算すると、年間の購読料は、実に6万円となる。議会では、新聞購読料は、一社の新聞社に限り、『資料作成に要する経費及び図書・資料代の購入に要する経費』の名目で、経費で使えるとあるが、これを見直してもらいたい、一般大衆紙の新聞購読料の経費は、一社といえども認められないと見直ししてもらいたい。また、政党等支持団体系の新聞もこれに値する。~~一部教育系新聞合本~~。

一般大衆紙の新聞購読料は、一般町民と同じように、自分の家庭の収入の中から拠出すべきであると思うのである。議員には、町民の平均年収よりもはるかに高い報酬520万円あまりの所得を得ているのである。議員一人一人の資質とモラルの問題であり、どうとらえるか。

町民の血税からの税金、モラルもって、使ってもらいたいので、一般大衆紙の新聞購読料は、専門誌を除き『資料作成に要する経費及び図書・資料代の購入に要する経費』からの支出は、禁止してもらいたい陳情である。

参考のためにお伝えしておくが、平成30年度において、『資料作成に要する経費及び図書・資料代の購入に要する経費』で、一般大衆紙の新聞購読料の経費を落として領収書コピー等公開していた議員は、以下のとおりである。

奥津勝子 (鏡栄新聞)	85,621円	肉威国 (朝日、神奈川新聞)	84,80円	渡辺恒子 (日本経済、東京新聞)	140,10円
金木栄子 (神奈川新聞)	38,269円	二宮加寿子 (日本教育新聞)	16,200円		
鈴木栄子 (日本教育新聞)	16,200円	山田喜一 (毎日新聞)	16,148円		
清田文宏 (鏡栄、神奈川新聞)	89,533円	吉川真雄 (神奈川、日本経済、朝日新聞)	84,040円		

2.陳情事項

政務活動費の中において、『資料作成に要する経費及び図書・資料代の購入に要する経費』で、一般大衆紙の新聞購読料の経費は、一社の新聞社といえども、使えないようしてもらいたい。

以上、

令和元年 7月 29 日

大磯町議会議長
高橋英俊 様

住所 大磯町東小磯 200-1-316
町民代表・野中幸市
電話 090-1882-7111

